



# セルフメディケーション

日々の移り変わりは、早いもので、つい先日、新年を迎えたと思ったら、立春も過ぎ、3月に入っていました。今年は暖冬と言われながらも寒い日が多かった気がします。その寒さも和らぎ過ごしやすい季節になってきました。しかし、ここで気になるのが、花粉ですよ。花粉症は本当に辛いです。

病院に行って薬を貰いたい、待ち時間が長かったり、他のウィルスを貰うのではないかと気になったり・・・そもそも病院が嫌いだ、症状を早く改善したいと思う人も多くいると思います。

そこで、今年（平成29年1月）から施行された新しい税制、セルフメディケーション税制について紹介したいと思います。

## どのような税制なのか？

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病予防への取組として一定の取組（1）を行う個人が平成29年1月1日～平成33年12月31日迄の間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品（2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2000円を超える時は、その超える部分の金額（上限8万8000円）について、その年分の総所得金額等から控除する税制です。

## 一定の取組とは？（1）

申告者が申告対象の1年間（1～12月）に次のいずれかを受けること

- ・特定健康診査（いわゆるメタボ検診） 領収書又は結果通知書を提出
- ・予防接種 領収書を提出（インフルエンザ、肺炎球菌感染症）
- ・定期健康診断（事業主健診） 結果通知書を提出
- ・健康診査 ・市町村のガン検診 領収書又は結果通知書を提出

## OTC医薬品って何？（2）

医療用医薬品から転用された82成分（厚生労働省のホームページに医薬品の名目が掲載されています）を含む要指導医薬品及び一般用医薬品です。

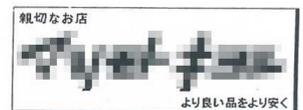
## 対象商品はどこで分かるの？

対象となる医薬品には対象であるマーク（税控除対象）が記載されています。また、平成29年1月以降に対象製品を販売時、レシート（領収書）に以下を明記する事になっています。

商品名 金額 当該商品がセルフメディケーション税制の対象商品である旨（3）

購入日 販売店名 の明記が必須

（3）商品名の前に（このマークは各社自由に設定）を付するとともに、当該マークが付いている商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨を記載レジシートに記載。



親切なお店 〇〇〇〇店  
電話番号 053-〇〇〇〇〇〇  
毎度、お買い上げ有難うございます  
店No:4407 レジNo:0002  
2017年02月02日(木) 18時15分

### 領収証

201ホ カリセットゼリー	¥632
①158×4個	
クーポン割引 10%	-64
109アスコパンA 20T ★	¥1,090
クーポン割引 10%	-109
小計 5点	¥1,549
合計	¥1,549
(内、消費税等	¥114)
現金	¥1,600
お釣	¥51

上記正に領収いたしました

★印はセルフメディケーション税制対象商品です。

<保管上のお願ひ>  
財布等に入れ保管戴く場合、印刷面を内側に折り返し保管して下さい。

レシートNo:002435  
担当者 ■■■■■

セルフメディケーション  
税 控除 対象

## いくら控除出来るの？

扶養家族を含め、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2000円を超えた(上限8万8000円)部分に申告者の所得税率を掛けた金額が所得税(国税)として戻ってきます。

(注：1万2000円を超えた金額が戻ってくる訳ではありません。)

例えば・・・

会社員Aさん：年収500万円、妻：パート勤め年収97万円、長女：中学2年生、長男：小学1年生の場合で1年間に5万円分(A薬局2万2000円 B薬局2万8000円)のセルフメディケーション税制対象商品を購入した場合

(5万円-1万2000円)×10%=3,800円所得税(国税)が税務署から戻ってきます。

加えて、翌年度の住民税(地方税)分として

(5万円-1万2000円)×個人住民税率10%=3,800円が減額されます。

## 確定申告はどのようにすればよいの？

是非中村会計にお任せください！

この特例は、平成29年分の確定申告から適用できますので、平成30年2月16日から3月15日までに申告する必要があります。

従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用する事は出来ませんので、どちらの適用とするかは申告者自身で選択することになります。

ケース

SM対象商品購入額	1万円	⇒	どちらも使用できない いずれも控除金額に足していない
医療機関への支払額	4万円		
合計額	5万円		

ケース

SM対象商品購入額	3万円	⇒	医療費は控除額を超えてない為対象外	⇒	SM税制を利用 5万円-1.2万円=3.8万円 控除
医療機関への支払額	2万円				
合計額	5万円				

ケース

SM対象商品購入額	5万円	⇒	どちらも使用可能 有利な方を選択	⇒	医療費控除を選択 15万円-10万円=5万円 5万円 1.2万円=3.8万円
医療機関への支払額	10万円				
合計額	15万円				

ケース

SM対象商品購入額	7万円	⇒	どちらも使用可能 有利な方を選択	⇒	SM控除を選択 15万円 10万円=5万円 7万円 1.2万円=5.8万円
医療機関への支払額	8万円				
合計額	15万円				

現時点で、医療費控除の方が得か？セルフメディケーションの方が得か？は、人によりケースバイケースで分かりません。1年経って見ないと分からないので、いずれの控除を使うにも領収書が必要となりますので、捨てないで、医療費の領収書とセルフメディケーションのレシートの両方を区別してしっかり保管をしておいて下さい。

出来れば、1年後いずれの控除も必要なかったと、医者知らず・薬いらずの健康で過ごしたいものです。

ご不明な点は中村会計にお気軽に声を掛けて下さい。